

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 8月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋天井クレーン点検において、クレーン制御盤内スペースヒータ用ブレーカの動作不良が認められたため、当該ブレーカを修理	D	
2	1号機	所内ボイラ給水ポンプ（No. 2）において、カップリング側軸受のオイル（少量の補給用潤滑油貯槽）のレベル低下が認められたため、当該オイルを点検・修理	D	
3	2号機	廃棄物処理建屋制御室空調機において、凝縮水用ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を清掃	D	
4	3号機	活性炭ホールドアップ建屋入口扉のストッパー部に不良が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
5	4号機	原子炉給水ポンプ軸シール水ポンプ（A）カップリング側潤滑油補給口カバーの止めネジの紛失が認められたため、当該ネジを取付	D	
6	4号機	計装用空気系空気圧縮機（A）において、駆動用Vベルトの緩みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	排ガス系温度記録計（TRS-24-426）において、印字不良（ドリフト）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
8	5号機	原子炉建屋床ドレンサンプポンプ（A-A）の出口逆止弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	5号機	不活性ガス系パージ用窒素ガス緊急しゃ断弁の外面に腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	6号機	タービン建屋暖房用ユニットヒータ（UH6-16）蒸気出口温度スイッチ点検時、接点動作不良（チャタリング）が認められたため、当該部を交換	D	
11	6号機	タービン建屋2階用換気空調系空気処理装置点検口カバーの脱落及び止め具の紛失、緩みが認められたため、当該カバーを修理	D	
12	6号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機駆動用ディーゼル機関の吸気フィルター上部カバーに腐食が認められたため、当該カバーを修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	
13	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）駆動用ディーゼル機関の吸気フィルター上部カバーに腐食が認められたため、当該カバーを修理	D	
14	6号機	復水脱塩装置用空気圧縮機のアフタークーラー冷却水配管のサポートに腐食が認められたため、当該サポートを点検・修理	D	
15	6号機	タービン建屋2階用換気空調系空気処理装置の凝縮水中間ファンネル排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
16	6号機	主復水器細管洗浄装置（C2）ボール回収器上蓋のボルトの締付け不良（1本）が認められたため、当該ボルトを交換	D	
17	6号機	廃棄物処理建屋地下1階排ガス室換気空調系局所空調機の凝縮水ドレン配管外表面より結露水の発生及び滴下（1滴／5秒）が認められたため、当該配管に保温材を取付	D	
18	6号機	原子炉建屋地下2階残留熱除去系ポンプ（A）室換気空調系局所空調機（AH-6-5）のフィルターに汚れが認められたため、当該フィルターを点検・清掃	D	
19	6号機	原子炉建屋地下2階残留熱除去系ポンプ（A）室換気空調系局所空調機（AH-6-5）の点検用扉内保温材に剥がれが認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
20	6号機	選択制御棒挿入機構設定において、9月30日までの運転を想定した解析がなされていなかったことから、コーストダウン運転中に必要な選択制御棒挿入機構への設定変更を見逃したため、対応検討	C	
21	集中環境施設	洗濯廃液系使用済樹脂脱水機において、メッシュの詰まりが認められたため、当該脱水機を点検・修理	D	
22	集中環境施設	廃棄物減容用高圧圧縮機設備圧縮厚さ検出スイッチの固定ビスの摩耗（ネジ山不良）が認められたため、当該ビスを交換	D	
23	集中環境施設	補助ボイラー設備B号缶において、運転インターロックおよびバーナ制御回路のタイマーリレーの接点抵抗管理値に外れが認められたため、当該タイマーを修理	D	
24	集中環境施設	ランドリー小型洗濯乾燥機の蒸気戻り配管フランジ部近傍に微量の水漏れ（60cc汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
25	集中環境施設	制御室電気品室用換気空調系再循環空調機中性能フィルターに破れ及び劣化が認められたため、当該フィルターを交換	D	
26	集中環境施設	ストームドレンサンプルポンプ（A）出口逆止弁の動作不良（シートパス）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで